

## 郡山市母子健康相談実施要領

平成15年4月1日制定

### 1 目的

母子保健法に基づき、乳幼児及びその保護者等に対して相談指導を行い、乳幼児の健やかな発達を支援する。

### 2 対象者

市内に居住する乳幼児及びその保護者等

### 3 相談の種類及び実施内容

別表のとおりとする。

### 4 料金

無料

### 5 規定外事項

この要領に定めるもののほか、健康相談の実施に必要な事項については、その都度定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は令和4年4月1日から施行する。

別 表

健康相談の種類及び内容等

健康相談の種類	目的	対象者	内容
こども相談	乳幼児及びその保護者等に対して相談指導を行い、乳幼児の健やかな発達を支援する。	乳幼児健康診査等の結果、発達に心配がある等、個別に専門職による相談の必要な乳幼児及びその保護者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師による相談(乳幼児の発達の遅れ、偏り等)</li> <li>・臨床心理士による相談(保護者が抱える育児不安、育てにくさ等)</li> <li>・言語聴覚士による相談(乳幼児の吃音、発音不明瞭等)</li> </ul>
すくすく相談		乳幼児及びその保護者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師による育児相談(乳幼児の発育、発達等)</li> <li>・助産師による母乳相談(授乳等)</li> <li>・栄養士による栄養相談(離乳食等)</li> <li>・歯科衛生士による歯科相談(歯磨き等)</li> </ul>